

安全保障理事会決議 2216 (2015)

2015年4月14日、安全保障理事会第7426回会合にて採択

安全保障理事会は、

安保理諸決議 2014 (2011)、2051 (2012)、2140 (2014)、2201 (2015)、および 2204 (2015) 並びに 2013年2月15日、2014年8月29日および2015年3月22日の議長諸声明を想起し、

その中で、「イエメン大統領が、フーシによる継続している侵略からイエメンとイエメン国民を保護するため、軍事介入を含む、あらゆる必要な手段および措置により、直ちに支援を提供することを湾岸アラブ協力理事会並びにアラブ連盟から要請された」ことを彼が安全保障理事会議長に通知した、彼からの書簡を伝えている、イエメン常駐代表宛国際連合宛 2015年3月24日付書簡に留意し、そしてバーレーン王国、クウェート国、カタール国、サウジアラビア王国およびアラブ首長国連邦の各代表からの書簡を伝えている、カタール国の常駐代表からの 2015年3月26日付書簡、S/2015/217、に留意し、

イエメンの発展に関するアラブ連盟のサミット XXVI の決議を想起し、湾岸協力理事会イニシアティブおよびその実施メカニズム並びに包括的国民対話会議の成果に従って全てのイエメンの当事者が参加したイエメンの政治的移行過程を再開する必要性を強調し、

イエメンの統一、主権、独立および領土保全に対する安保理の強い公約、並びにイエメン国民を支持する安保理の公約を再確認し、

アラビア半島のアル・カーイダ (AQAP) による攻撃の数と規模が増していることを非難し、

イエメンにおける政治的および安全上の状況の悪化から利益を得る AQAP の能力に懸念を表明し、テロリズムのどんな行為も、その動機、何時、何処でまた誰により犯されたものかにかかわらず犯罪でありまた正当化できないことに注意し、

イエメンにおける政治的移行を支援する湾岸協力理事会の取組に対する安保理の支援をくり返し

表明しそしてこれに関連してその関与を称賛し、

イエメン大統領、アブド・ラッボ・マンスール・ハーディの合法性に対する安保理の支持を再確認し、そしてイエメンの統一、主権、独立および領土保全並びにイエメン大統領の合法性を損なうあらゆる行為を慎むという全ての当事者および加盟国に対する安保理の呼びかけをくり返し表明し、

イエメンにおける人道状況の著しく且つ急速な悪化に深刻な憂慮を表明し、そして人道状況は、政治的解決がないので悪化し続けるであろうことを強調し、

人道的アクセスの恣意的な拒否および援助物資やアクセスを意図的に妨害することを含む、文民の生存に絶対必要なものを文民から奪うことは、国際人道法の違反を構成する可能性があることを想起し、

イエメンにおける人道上および安全上の状況の更なる悪化を避けるため、新憲法の起草、選挙改革、憲法草案に関する国民投票の実施および時宜を得た総選挙を含む、湾岸協力理事会イニシアティブおよびその実施メカニズム並びに包括的国民対話会議の成果の実施に帰る必要性を強調し、

国際連合とイエメン担当事務総長特別顧問の取組、とりわけ国連が仲介した交渉に対する、安保理の完全な支持およびそれに対する公約、並びにサヌアの大使集団の取組に対する安保理の支援を再確認し、

タイズ、マアリブ、ジャウフ、アルベイダの各県を含む、イエメンの多くの部分におけるフーシによる軍事的激化、アデンに向けた彼らの進軍、イエメンの軍事および治安機関からのミサイル・システムを含む武器の強奪に憂慮し、

フーシにより取られた現在進行中の一方的行動、および首都サヌアにおけるものを含む、フーシ軍を直ちに且つ無条件で政府機関から撤退させ、首都と他の県における治安状況を正常化し、政府および治安機関を放棄し、そして自宅監禁のもとにあるまたは恣意的に勾留された全ての個人を安全に解放するという決議 2201 (2015) における要求の実施を彼らがしないことを非難し、そしてイエメン全土の政府機関から撤退しそしてそのような機関を乗っ取る何らかの試みを自制するという全ての非国家主体に対する安保理の呼びかけをくり返し表明し、

イエメンの合法的政府の権限の範囲内にもっぱらある行動をとるフーシによる何らかの試みを憂慮し、またそのような行動は受け入れがたいことに留意し、

フーシがとったそのような行動は、イエメンにおける政治的移行過程を損ない、そしてイエメンの安全、安定、主権および統一を危うくすることに憂慮を表明し、

イエメンの平和、安全および安定を損ない続けている、イエメンの元大統領、アリー・アブドゥラー・サーレハにより取られた、フーシの行動を支援することを含む、不安定化させる行動に懸念をもって留意し、

イエメンにおける政治的移行を更に支援するため全てのイエメン当事者の参加を得た、イエメン大統領の要請に基づいた、リヤドでの会議を招集し、そして国連が仲介した交渉を補完した支援する湾岸協力理事会の意図を歓迎し、

安保理決議 2117 (2013) を想起した小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用をもたらしているイエメンにおける平和および安全に対する脅威に深刻な懸念を表明し、

治安状況の継続している悪化およびイエメンにおける暴力の激化が近隣国家に増加しているまた重大な脅威を与えていることを認識しそしてイエメンにおける事態が国際の平和および安全に対する脅威を構成するという安保理の認定を再確認し、

国際連合憲章の第7章にもとづいて行動して、

1. 全てのイエメンの当事者、とりわけフーシが、決議 2201 (2015) を十分に実施することを要求し、イエメンの政治的移行を損ない得る更なる一方的行動を慎み、そしてフーシが直ちに且つ無条件で以下のことを行うことを更に要求する。

- (a) 暴力の使用を終わらせる。
- (b) 首都サヌアを含む、彼らが掌握した全ての地区からその部隊を撤退させる。
- (c) ミサイル・システムを含む、軍および治安機関から奪った全ての追加の武器を放棄する。

(d) イエメンの合法的政府の権限の範囲内にもつばらある全ての行動を止める。

(e) 地対地ミサイルを取得すること、および近隣国家のいずれかの境界領域に兵器を貯蔵することを含む、近隣国家に対する何らかの挑発または脅威を慎む。

(f) イエメン防衛大臣、マームード・スバイヒ少将、全ての政治犯、および自宅監禁のもとにあるかまたは恣意的に勾留された全ての個人を安全に解放する。

(g) 子どもの勧誘と使用を止めそして彼らの兵士から全ての子どもを解放する。

2. 事務総長に対し、本決議および決議 2201 (2015)、とりわけ本決議の第 1 項の、実施について、本決議の採択から 10 日後に、そして更なる不遵守の場合に、報告することを要請し、決議 2140 (2014) の第 11 および 15 項により課された措置の対象となるべき、イエメンの平和、安全または安定を脅かす行為に従事しているかまたは支援を提供している個人や団体を更に指定することを審議する安保理の意図を表明する。

3. 本決議の添付文書に掲げられた個人は、決議 2140 (2014) の第 11 および 15 項により課された措置の対象となるものとするを決定する。

4. 決議 2140 (2014) により課され、決議 2204 (2015) で拡大された、全ての措置の実施の重要性をくり返し表明する。

5. 全てのイエメン当事者、とりわけフーシが、湾岸協力理事会イニシアティブおよびその実施メカニズム、包括的国民対話会議の成果、並びに関連する安全保障理事会諸決議を遵守することそして総意による解決に到達するために政治的移行を継続するため、統治に関連した問題を含む、包括的な国際連合が仲介した交渉を再開しそして加速することを求めまた目標に向けて達した合意や為された公約の完全実施の重要性を強調しそして当事者に対し、これに関連して、国際連合憲章および本決議と決議 2201 (2015) を含む、関連する安全保障理事会諸決議に従って、暴力の迅速な停止という結果につながる条件について合意することを求める。

6. 全てのイエメンの当事者が、対話や協議を通してその違いを解決することを遵守し、政治的目標を達成するための暴力行為を拒絶しそして政治的移行を損なう挑発や全ての一方的行為を慎むことを要求しそして全ての当事者が、湾岸協力理事会イニシアティブおよびその実施メカニズム並びに包括

的国民対話会議の成果に従ってイエメン危機に対する総意に基づいた政治的解決に合意しそして実施する具体的措置を講じるべきことを強調する。

7. 全てのイエメンの当事者に対し、イエメンにおける政治的移行を更に支援し、そして国連が仲介した交渉を補完した支援する、湾岸協力理事会の後援の下での、リヤドにおける会議に出席するというイエメン大統領の要請に対し積極的に対応することを促す。

8. 全ての当事者に対し、適用可能な国際人道法および人権法を含む、国際法の下での自らの義務を遵守することを求める。

9. 国際人道法に適合して、援助を受けることを含む、文民の安全を確保する全ての当事者の必要性、並びに人道支援要員および国際連合並びにその関連要員の安全を確保する必要性を再確認し、そして全ての当事者に対し、人道支援の提供、並びに医療支援を含む、人道支援を必要としている人々に到達するため人道支援関係者のための迅速、安全かつ妨害のないアクセスを促進することを促す。

10. 全ての当事者に対し、イエメンからのその文民および要員の関係国および国際機関による避難を促進することを求めそしてこれに関連して既に取りられた措置を称賛する。

11. 外交団および領事の公館の不可侵権の原則並びに侵入又は破壊に対し外交団および領事の公館を保護するためおよび公館の安寧の妨害または公館の威厳の侵害を防止するため適当な全ての措置を執る、1961年の外交関係に関するウィーン条約の下でのまた1963年の領事関係に関するウィーン条約の下を含む、受入政府の義務を再確認する。

12. 事務総長に対し、イエメン政府と調整して、人道支援の提供および、適切な場合には、人道的な一時休戦の確立を含む、避難を促進するため、彼の取組を強化することを要請し、そしてイエメンの当事者に対し、困っている者に対する人道物資を提供するため事務総長と協力することを求める。

13. 事務総長に対し、湾岸協力理事会イニシアティブおよびその実施メカニズム並びに包括的国民対話会議の成果において定められたように、平和的変革および有意義な政治的、経済的並びに社会的改革を求める、女性を含むイエメン国民の合法的な要求および憧れを叶える平和的で、包括的な、秩序あ

るそしてイエメン人主導の政治的移行過程の再開を可能にするために彼の周旋役割を強化することを更に要請し、そして功を奏する移行に貢献するために、国際的な協力機関、とりわけ湾岸協力理事会、サマアの大使集団、および他の関係者との国際連合の密接な調整の重要性を強調する。

武器禁輸

14. 全ての加盟国が、アリー・アブドゥラー・サーレハ、アブドゥラー・ヤヒヤー・アル・ハキーム、アブドルハーリク・アル・フーシおよび決議 2140 (2014) の第 19 項に従って本決議第 20 項(d)に従って設立された委員会（以下「同委員会」とする）により指定された個人および団体、本決議の添付文書に掲げた個人および団体そして彼らのためにまたはイエメンにおいて彼らの指示で行動する者に対して、またはその利益のために、自国領域からまたは通って若しくは自国民により、あるいは自国籍の船舶または航空機を使った、武器および兵器並びに弾薬、軍事車両および装備、準軍事的装備およびそれらのための予備部品並びに軍事活動に関連した技術的援助、訓練、財政的または他の援助若しくは自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わずに武装した報酬目当ての要員の提供を含む、何らかの武器および関連物資の提供、維持または使用を含むあらゆる型の関連物資の、直接または間接の供給、販売若しくは譲渡を防止するため、直ちに必要な措置を講じるものとすることを決定する。

15. 加盟国、とりわけイエメンの近隣国家に対し、その供給、販売または譲渡が本決議の第 14 項により禁止された品目を貨物が含むと信じる合理的な理由を提供している情報を関係国が有している場合には、これらの規定の厳格な実施を確実にする目的のために、自国の国内権限および法令に従ってまた国際法、とりわけ海洋法および関連する国際民間航空協定に適合して、海港および空港を含む、自国領域において、イエメンへの全ての貨物を検査することを求める。

16. その供給、販売または譲渡が本決議の第 14 項により禁止された品目を発見した場合、当該品目を押収しまた処分する（破壊、作動不能にすること、貯蔵または廃棄のため原産国または目的国以外の国家へ移送することを通してなど）ことを全ての加盟国に承認し、また全ての加盟国はそうするものとすることを決定しそして全ての加盟国はそのような取組に協力するものとするを更に決定する。

17. 全ての加盟国が、本決議の第 15 項に従って検査を行った場合、とりわけ検査の根拠の説明、当該検査の結果および協力があったか否かを含んでいる、同委員会への最初の書面による報告書を迅速

に提出することを要請し、そして供給、販売または譲渡が禁止されている品目が発見された場合には、当該加盟国は、検査、押収および処分に関する関連する詳細並びにこの情報が最初の報告書にない場合には、品目の説明、その出発地並びに意図された目的地を含む、移送に関連する詳細を含んでいるその後の書面による報告書を 30 日以内に同委員会に提出することを更に要請する。

追加の指定基準

18. 決議 2140 (2014) の第 17 項に定められた指定基準、同決議の第 11 および 15 項により課された措置を再確認しそしてその完全実施の重要性を強調する。

19. 決議 2140 (2014) の第 18 項を再確認し、そしてイエメンの平和、安全または安定を脅かす行為は第 14 項により課された武器禁輸の違反またはイエメンに対する人道援助の提供若しくはイエメンにおける人道支援へのアクセスまたはその分配を妨害していることもまた含む可能性があることを強調する。

制裁委員会の職務権限

20. 決議 2140 (2014) の第 19 項に従って設立された委員会は、以下の任務をまた遂行するものとすることを決定する。

(a) 本決議の第 14 項において課された措置の実施を監視すること。

(b) 上記第 14 項により課された措置を効果的に実施するため全ての国により執られた行動に関して有用と考える情報は何でも全ての国家から探すこと。

(c) 本決議により含まれた措置の不遵守の申し立てに関する情報について検討しそして適切な行動をとること。

(d) 上記第 14 項により課された措置の対象となる追加の個人および団体を必要に応じて指定すること。

専門家パネルの職務権限

21. 決議 2140 (2014) の第 21 項に従って設立され決議 2204 (2014) により更新された専門家パ

ネルの職務権限は、第 14 項により課された措置の実施の監督もまた含むものとすることを決定する。

22. 事務総長に対して、専門家パネルの拡大された職務権限に然るべき考慮を払いつつ、パネルを 5 人の構成員に増やすこと、そしてパネルの活動を支援するため必要な財政的および安全上の取極を行うことを要請する。

23. 専門家パネルに対して、その職務権限の実施に関連して、1267 監視チームを含む、安全保障理事会により設立された他の専門家パネルまたは専門家グループと積極的に協力することを求める。

再検討に対する公約

24. 本決議および決議 2201 (2015) の全てのイエメン当事者による不遵守の場合には更なる措置を講じる安保理の用意があることを再確認する。

25. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。

添付文書

1. アブドルマリク・フーシ

アブドルマリク・フーシは、イエメンの平和、安全または安定を脅かしている行為に従事してきた集団の指導者である。

2014年9月に、フーシ部隊は、サヌアを攻略しそして2015年1月に彼らはフーシが支配した非合法の統治権力でイエメンの政党政府を一方向的に置き換えることを試みた。フーシは、彼の兄、フセイン・バドレディン・フーシの死後、2004年にイエメンのフーシ運動の指導者を引き受けた。集団の指導者として、フーシはイエメン当局が彼の要求に反応しない場合には更なる社会的不安でイエメン当局をくり返し脅かしそしてハーディ大統領、首相および主要な閣僚を監禁してきた。ハーディはその後アデンに逃げ出した。フーシ派はそれから、元大統領サーレハと彼の息子、アハメド・アリ・サーレハに忠実な軍事部隊により支援されてアデンに向けて他の攻撃を始めた。

2. アハメド・アリ・アブドドラ・サーレハ

アハメド・アリ・サーレハは、イエメンの平和、安全および安定を脅かす行為に従事してきた。

アハメド・アリ・サーレハは、ハーディ大統領の権限を損ない、軍を改革するハーディの試みを邪魔し、そして民主主義へのイエメンの平和的移行を妨げるために活動してきた。サーレハは、フーシの軍事的拡大を促進することに主要な役割を果たした。2013年2月半ば現在、アハメド・アリ・サーレハは共和国防衛部隊と正体不明の部族のシャイクに対し大量の新しいライフルを支給した。兵器は、2010年に元々は調達されそして後日政治的利益のための受領者の忠誠を買うために取っておかれた。

サーレハの父、元イエメン共和国大統領アリー・アブドッラー・サーレハが、2011年にイエメン大統領を引退した後、アハメド・アリ・サーレハは、イエメン共和国防衛隊の司令官として彼の地位を維持した。1年ちょっと後、サーレハはハーディ大統領によりやめさせられたが彼は司令官から解任された後でさえも、イエメン軍内に著しい影響力を維持した。アリー・アブドッラー・サーレハは、2014年11月に国連安保理決議2140の下で国連により指定された。